

(資料1)

新たな福島県文化振興基本計画の策定について

1 福島県文化振興基本計画について

- 福島県文化振興条例に基づき、本県の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本目標及び施策の方向性を定めるもの。
- 県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画である福島県総合計画の部門別計画として位置づけられている。
- 現行計画（平成 22 年 3 月策定、25 年 3 月全面改訂、29 年 3 月一部改訂）は、平成 25 年度を初年度とし、令和 2 年度を目標年度とする 8 か年計画。令和 2 年度に終期を迎えるため、令和 2 年度に新たな計画を策定する。

2 福島県総合計画について

- 県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画。
- 令和 2 年度に計画期間 8 年の終期を迎えるため、令和 3 年度を初年度とする新たな総合計画を令和 2 年 12 月に策定する。
- 新たな総合計画の期間を 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）とすることを事務局から提案。

3 国の動きについて

- 平成 29 年 6 月に文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）が施行され、同法に基づき、文化芸術の多様な価値を活かして文化芸術立国の実現を目指す、国の文化芸術推進基本計画が策定された。
- 平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）が施行され、同法に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする、国の障害者文化芸術活動推進基本計画が策定された。

4 次期文化振興基本計画について（案）

- 策定に当たっては、上記 2 及び 3 を踏まえる必要がある。
 - ・ 次期総合計画
一人ひとりの個性や多様性を尊重し、思いを大切にしながら、自分の居場所があり、生きがいを感じることができる「やさしい」社会を創る
 - ・ 文化芸術基本法
観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
障害者による文化芸術活動の推進
- 計画期間は、新たな総合計画と同様、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。